

平成 28 年 10 月 6 日

日本労働組合総連合会北海道連合会

会長 出村 良平 殿

長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」

に向けた取組に関する要請書

デフレから完全に脱却し、経済の好循環を回し続けるためにも、長時間労働を是正し、労働の質を高め、生産性を向上させることが非常に重要です。また、少子高齢化で労働力人口の減少が懸念される中で、女性をはじめとするすべての人々が社会で活躍できるよう、安心して働くことができる環境を整備することも重要です。

しかしながら、北海道においては、全国に比べても労働時間が長めであり、道民の皆様が豊かさを実感できていない現状にあり、長時間労働の削減などの働き方の見直しが求められています。

このため、平成 27 年 1 月に北海道労働局に「働き方改革推進本部」を設置し、団体・企業トップへの働きかけ、先進的な企業の取組事例の収集と情報発信などに取り組んできました。

また、平成 27 年 12 月、北海道における働き方改革による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や女性の活躍推進をはじめとする雇用環境改善に対する取組の気運の醸成を図るため、「北海道働き方改革・雇用環境改善推進会議」が設置され、「北海道における働き方改革・雇用環境改善に向けた共同宣言」（以下「共同宣言」といいます。）を採択し御賛同いただける団体とのさまざまな連携に努めてきました。

これらの取組もあり、平成 27 年には一般労働者の総実労働時間が 6 年ぶりに減少するなどの変化がみられるところです。

こうした中、平成 28 年 6 月 2 日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」や「日本再興戦略 2016－第 4 次産業革命に向けて－」において、働き方改革の実行・実現のため長時間労働の是正に向けた取組を強化

する旨が盛り込まれました。また、政府全体としても、去る9月2日に「働き方改革実現推進室」を設置するなど、長時間労働の是正を含めた働き方改革実現に向けた取組を開始しています。

この長時間労働問題について、北海道労働局では、本年4月に、監督指導の対象を月残業100時間超から80時間超のすべての事業場へ拡大するなど、その取組を強化したところです。また、平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法(平成26年法律第100号)」において、11月は過労死等防止啓発月間とされております。そのため、本年も、昨年を引き続き10月を「年次有給休暇取得促進期間」、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、長時間労働削減の取組を推進することとしました。

長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進のためには、これまでの働き方を見直し、効率的な働き方を進めていくことが必要です。このため、長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行から、早く帰る労働慣行への転換を図るための施策や年次有給休暇を取得しやすい雰囲気醸成するための施策等、各々の企業の実情に応じた取組を行うことが望まれます。

この期間には、11月18日に働き方・休み方改革シンポジウムを開催するほか、過重労働解消に向けたセミナー、シンポジウムの開催、無料電話相談の開設など、長時間労働削減、過重労働解消に向けた集中的な取組を実施する予定ですので、取組の一助としてご活用いただければ幸いです。

貴連合会におかれましては、これまでも、働き方改革や夏の生活スタイル変革に関する周知啓発、北海道働き方改革・雇用環境改善推進会議の構成員として共同宣言の趣旨の周知に格別の御協力を賜ってきたところですが、改めて本要請の趣旨を御理解いただき、各企業において労使間で協議を行い「働き方改革」が進むよう、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

北海道労働局長



北海道知事

